

日高市空家等対策計画の見直し案について

1. 日高市空家等対策計画について

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）に基づき、「市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、空家等に関する対策についての計画を定めることができる」とされたことを受け、日高市では令和 3 年 3 月に「日高市空家等対策計画」を策定しました。

この計画では、「計画の概要」、「現状と課題」、「空家等対策の基本的な考え方」、「空家等対策の各段階に応じた取組方針と具体的な施策」、「空家等対策に関する体制等の整備」等を定めることで、市の空家問題への基本的な方向性を示しています。

2. 見直し内容

計画の策定後、4 年が経過し、法改正等も行われたことから若干の時点修正を行いました（別添「日高市空家等対策計画改訂案」参照）。

- ・「管理不全空家等」制度の追加に伴う見直し
- ・「空家等管理活用支援法人」制度の追加に伴う見直し
- ・令和 5 年住宅・土地統計調査に伴う見直し など

3. 今後のスケジュール

令和 7 年 9 月 市民コメントの実施

令和 8 年 2 月 令和 7 年度第 2 回日高市空家等対策協議会

日高市空家等対策計画改訂の決定

令和 8 年 3 月 公表